

平成29年 4月

役員報酬規程

社会福祉法人 豊潤会

社会福祉法人 豊潤会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 豊潤会（以下「当法人」という。）定款八条及び第二一条規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出された額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第6に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与と併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内に支給する。
- 2 非常勤職員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表一覧

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円

別表第2 (常勤役員等の賞与)

支給月	報酬の額
6月の賞与	報酬月額 × 1.5か月分
12月の賞与	報酬月額 × 1.5か月分

別表第3 (常勤役員等の退職金算定式)

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 1.25}$$

別表第4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	16,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(2) 理事長

	日額
理事会への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(3) 理事・監事

	日額
理事会・監事監査等への出席	16,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(4) 苦情解決委員及び、評議員選任・解任委員

	日額
苦情解決委員会	6,700円
評議員選任・解任委員会	12,000円

(5) 費用弁償

距離	費用
市内	1,000円
市外	3,000円
県外	10,000円

別表第5（職員給与と併給）

役職名	報酬の額	賞与支給額
理事長	月額 200,000円	6月：月額報酬×1か月
業務執行理事	月額 150,000円	12月：月額報酬×1か月

別表第6（旅費）（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

交通費	実費額	
日当	別表第4に定める額	一日につき
宿泊費	実費額	一夜につき 20,000円以下

弔慰金等

対象者	支給基準額	備考
常勤役員	50,000円	生花 20,000円以内 弔電
非常勤役員	30,000円	
香華料		
配偶者	20,000円	生花 10,000円以内 弔電
その他親族	10,000円	